

第4章 地域保健医療対策の推進

第1節 難病対策

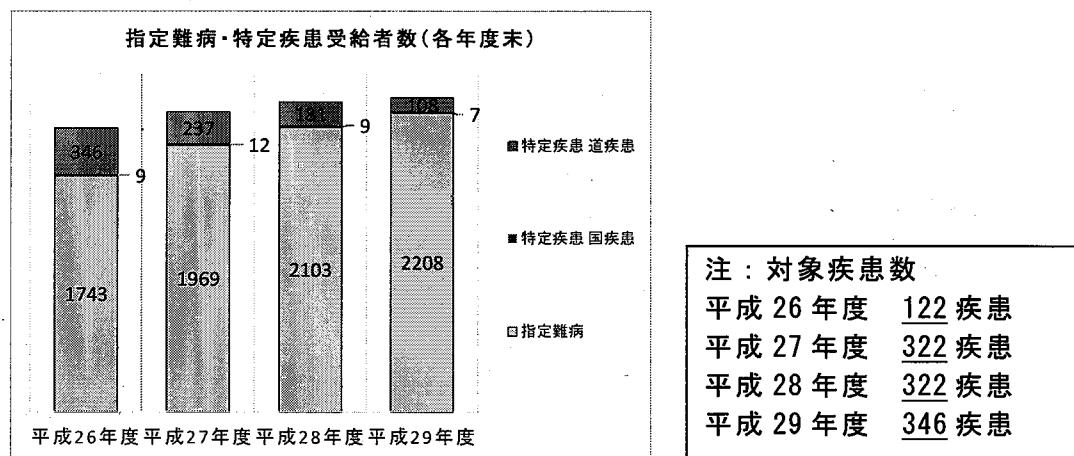
1 現状

- 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下、「難病法」という。）では、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの」を難病としています。
- 難病のうち、患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達せず、客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立しているものを「指定難病」とし医療費助成の対象としており、平成30年4月現在で331疾病が指定されています。
- また、児童等の自立促進を図るための事業の実施、調査及び研究の推進等のため、平成27年1月の「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行により「小児慢性特定疾病医療支援」が実施され、平成30年4月現在で756疾病が医療費助成の対象となっています。

2 難病患者の状況

(指定難病・特定疾患の医療)

- 指定難病の認定基準を満たしている患者に対し受給者証を交付し公費負担を行っています。
- また、国が定める疾病に、道独自の疾病を追加し「特定疾患治療研究事業」を実施し、公費負担を行っています。（平成30年4月1日現在、国が定める5疾病、道が定める26疾病。）
- 西胆振圏域の受給者数は、平成30年3月末現在、指定難病は2,022人、特定疾患は国が定める疾病で8人、道が定める疾病で4人となっています。
- 疾患群別では、パーキンソン病、潰瘍性大腸炎（各約300人）、次にシェーグレン症候群（約200人）の順に多くなっています。



区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
指定難病	1,743	1,969	2,103	2,208
特定疾患	国疾患	9	12	9
	道疾患	346	237	108
先天性血液凝固因子障害等	7	12	13	13
合計	2,105	2,230	2,306	2,336

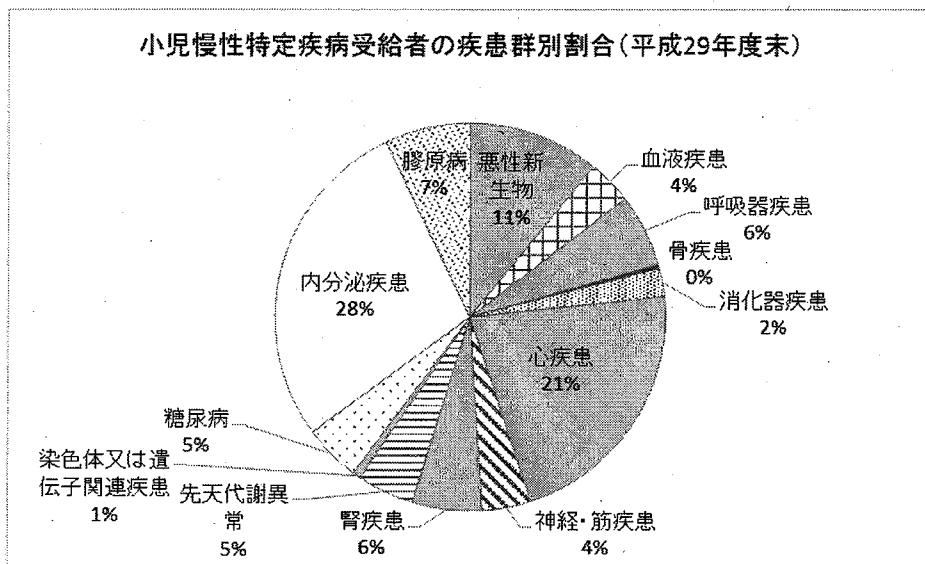
(小児慢性特定疾病患者の医療)

- 小児慢性特定疾病医療支援を受け、医療費助成の認定基準を満たす18歳未満の患者に対し受給者証を交付し公費負担を行っています。
- 西胆振圏域の受給者数は、平成30年3月末現在で、152人となっています。
- 疾患群別では、成長ホルモン(GH)分泌不全性低身長症などの内分泌疾患(約80人)、心室中隔欠損症などの心疾患(約65人)の順に多くなっています。

小児慢性特定疾病受給者数(各年度末現在)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
合計	243	282	282	152

小児慢性特定疾病受給者の疾患群別割合(平成29年度末)

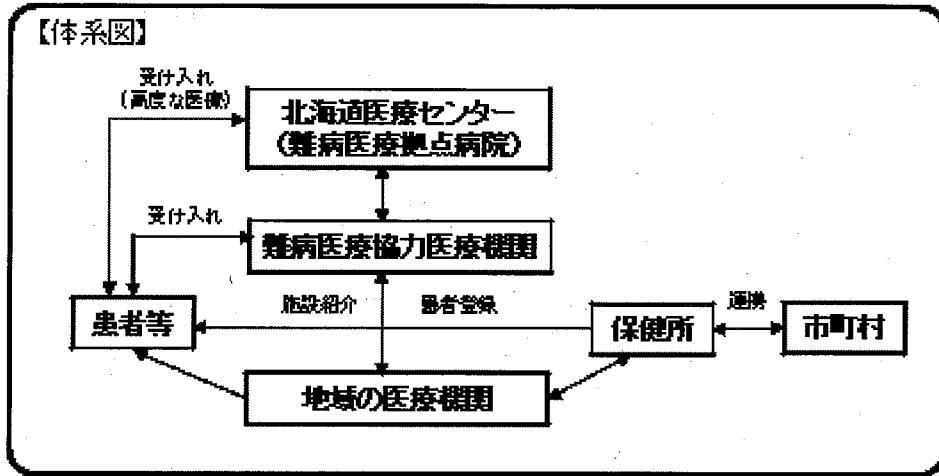


西胆振圏域の指定医療機関及び指定医数(平成30年8月13日現在)

	指定医療機関数(か所数)	指定医数(人)
指定難病	81	213
小児慢性特定疾病	20	33

- 道では入院治療が必要となった神経難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保が図れるよう、地域の医療機関の連携による医療提供体制を整備しています。

- 難病医療拠点病院
北海道医療センター
- 基幹協力医療機関(平成30年4月現在) 道内17施設
<西胆振圏域> 1施設
基幹協力医療機関 伊達赤十字病院神経内科
協力医療機関 なし



3 課題

- 当圏域は専門医や指定医も比較的充実しており、圏域で治療を受けながら生活を継続している患者が多く、中でも高齢者は介護保険制度によるサービスを活用しながら在宅療養しており、今後も在宅医療を含む専門医とかかりつけ医の連携を強化し、保健、医療、介護の充実が求められています。
- 介護保険制度の対象外となる患者や、障害福祉サービスの活用につながっていない若い層、医療と養育、教育との連携が求められる小児については、施設入所や都市への転出を余儀なくする患者もいることから、関係機関の連携と支援力強化等の整備が必要です。

4 施策の方向性

(治療研究事業の推進)

- 指定難病や特定疾患、小児慢性特定疾病の医療費助成制度が円滑に利用されるよう周知を図ります。

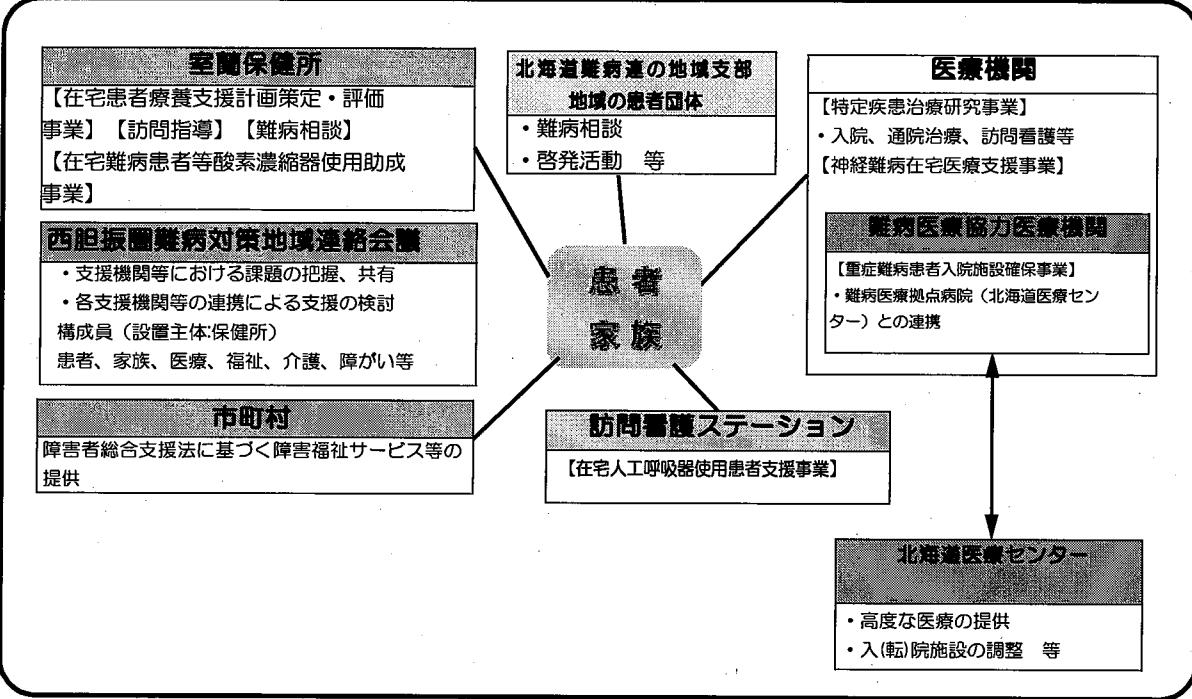
(在宅療養への支援)

- 日常生活や就労、養育や教育に課題を抱えている患者、患児とその家族に対し、相談や家庭訪問事業等を実施し在宅療養生活を支援します。
- 市町村等と連携し、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの周知・活用を図ります。
- 難病患者、患児とその家族のよりよい療養生活に向け、市町村や医療、福祉、教育などの関係者が参集して「在宅療養支援計画策定・評価事業」などを活用したケア会議を開催し、よりよい療養生活の継続を支えます。

(地域連携による難病患者等への支援)

- 難病患者とその家族、市町村や医療、福祉、教育などの関係者で構成する「西胆振難病対策地域連絡会議」において、指定難病や特定疾患、小児慢性特定疾患児等の効果的な支援方法等を検討します。

西胆振圏域難病対策の体系図

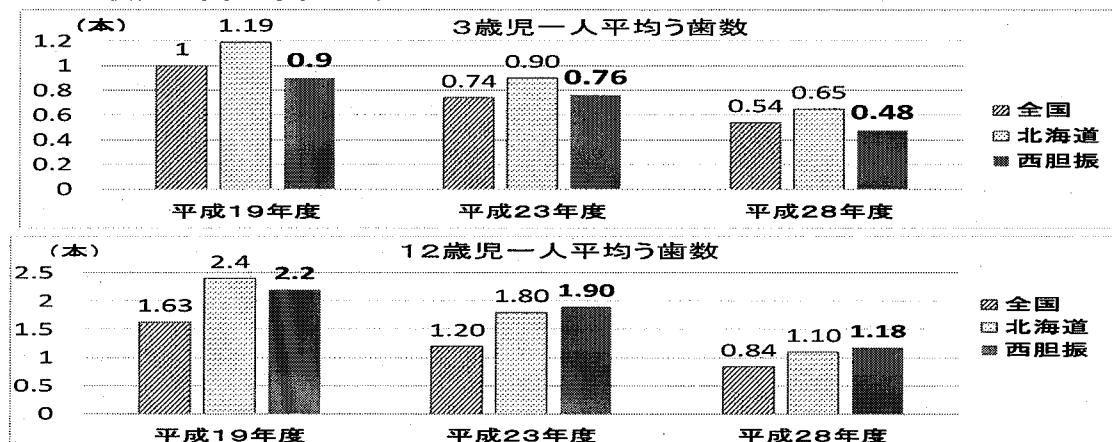


第2節 歯科保健医療対策

1 地域歯科保健医療

(1) 現状

- 西胆振地域における乳幼児及び学童期の歯・口腔の健康状態について、むし歯は減少傾向にあり、乳幼児期は全道平均に比べ下回っておりますが、学童期になると全道平均とほぼ同じ状況にあります。*1、*2



- 西胆振では、平成24年度から、永久歯のむし歯予防に効果的な方法であるフッ化物洗口を全ての市町で実施しており、小中学校での実施率は100%に達しています。

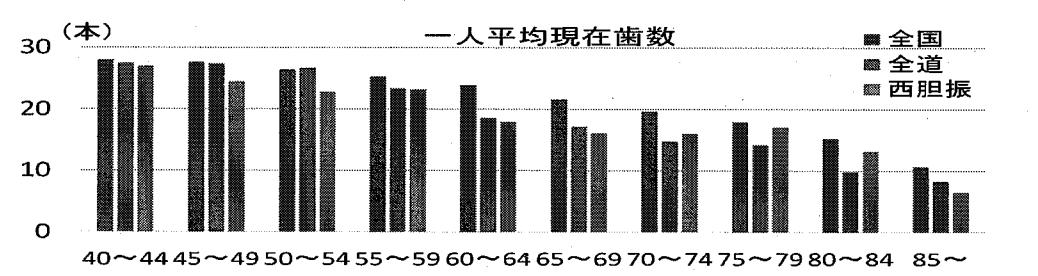
【フッ化物洗口を実施している施設の割合（保育所・幼稚園・小学校・中学校】

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
実施率	72.3%	79.8%	89.7%	92.9%	96.5%	97.3%

- 西胆振地域では、8020（ハチマルニイマル）運動の目標である80歳で20本以上の歯がある人の割合は36.2%、一人平均現在歯数は15.8本と、全道平均よりも上回っている状況にあります。*3

【80歳における一人平均現在歯数並びに20本以上歯を有する者の割合】

一人平均現在歯数（本）			20本以上歯を有する者の割合（%）		
全国	北海道	西胆振	全国	北海道	西胆振
16.9	12.4	15.8	51.2	34.2	36.2



- 歯の喪失の主要原因であるむし歯と歯周病を予防するためには、歯口清掃といったセルフケアに加えて、歯科診療所における定期的な歯科健診等が効果的ですが、西胆振では、歯科健診を定期的に受診する人の割合は、33.8%であり、全道の29.2%をやや上回っている状況です。*3

(2) 課題

- 生涯を通じた歯科保健対策については、乳幼児期におけるこれまでの取組を継続するとともに、学童期、成人期においては対策の充実が求められています。
- 高齢期では、現在歯数の増加に伴い、むし歯と歯周病に罹患する可能性が高まるところから、現在歯が健全な状態や機能を維持するための取組が必要です。また、高齢者の死亡原因として「肺炎」が大きな割合を占めており、その中には「誤嚥性肺炎」が少なくないと指摘されているため、「口腔ケア」の普及啓発を一層取り組む必要があります。

(3) 施策の方向と主な施策

(地域歯科保健医療への支援)

- むし歯予防のため、フッ化物利用（フッ化物塗布、フッ化物配合歯磨剤）の普及を図るとともに、保育所・幼稚園・学校等においてフッ化物洗口を推進します。
- 歯周病予防のため、成人が歯科健診・保健指導を利用できる機会の確保に努め、成人期の歯科保健対策の充実を図ります。
- 全身疾患と歯周病、誤嚥性肺炎の予防と口腔ケアについて、地域住民に対し、知識の普及啓発に努めます。
- フレイル予防対策のため、高齢者が歯科健診・歯科保健指導を利用する機会の確保に努め、高齢者の低栄養及び誤嚥性肺炎の予防対策の充実を図ります。

(8020運動の推進)

歯科医師会及び歯科衛生士会等の関係団体と連携しながら、様々な機会を通じて、歯の健康づくりについて普及啓発に努めます。

*1 母子保健報告

*2 全国値及び全道値：学校保健統計調査 西胆振：学校歯科健診の結果

*3 平成29年度成人歯科保健に係る道民歯科保健実態調査結果

2 障がい者及び要介護高齢者等の歯科保健医療

(1) 現状

- 西胆振では、障がいのある方々のかかりつけ歯科医を育成、指定する「北海道障がい者歯科医療協力医制度」により、4市町に10名の協力医が指定されています。

(平成30年4月1日現在)

- 全身管理を伴う障がい者歯科診療を担う歯科保健センターは、第三次医療圏ごとに整備されており、西胆振は札幌に整備されています。

【歯科保健センター設置状況】

第三医療	第二医療	施設名	施設主体	所在地
道央	西胆振	札幌口腔医療センター	札幌歯科医師会	札幌市中央区南7条 西10丁目 (TEL:011-511-7774)

- 北海道医療機能情報システムにおける医療機能として「訪問歯科診療」に該当する歯科診療所は98カ所のうち50カ所あります。
- 西胆振地域では、訪問歯科診療を推進するため、平成25年度より「口腔アセスメントから訪問歯科診療につなぐシステム」を構築し、平成29年度からは「在宅歯科医療連携室」が道央圏域に設置されています。

(2) 課題

- 障がい者歯科医療協力医制度については、協力医の確保及び質の向上が求められています。
- 定期受診する必要性を保護者に理解してもらうとともに、障がい者歯科医療協力医等が中心となり、保健・医療・福祉の関係者が連携をして、治療前後を含め継続的に対応する必要があります。このことはQOLの維持・向上にもつながります。
- 歯・口腔の状態を良好に保つことは、在宅療養者の全身の健康及びQOLの維持・向上につながることから、歯・口腔の問題を早期に発見し、口腔内状況の改善及び口腔機能の低下を予防するため、適切で効果的な訪問歯科診療の提供を目指して、保健・医療・福祉関係者が連携し取り組む必要があります。
- 今後増大する在宅療養者がいつまでも口から食べられるよう、医療機関等と連携し、訪問歯科診療を充実させていく必要があります。

(3) 施策の方向と主な施策

- 歯科医師会等と連携し、障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより障がい者歯科医療の確保を図るとともに、障がい者関連施設や在宅障がい者の歯科保健対策の充実に努めます。
- 障がい者（児）の個々の状況や症状に応じた適切な治療を行うため、日頃接している保護者や施設等関係者、障がい者歯科医療協力医等が必要な情報を共有するなどして、身近で適切な歯科治療が受けられるよう取組みます。
- 在宅療養者がいつまでも口から食べられるよう、訪問歯科診療を必要としている者に対して実施するために、訪問歯科診療に関する情報提供を通して、保健医療福祉関係者の連携推進を図ります。

3 へき地における歯科保健医療

(1) 現状

- 西胆振の無歯科医地区は、豊浦町（大和地区）であり、209人（H26.10末現在）が居住しています。*1
- 西胆振は、壯瞥町と洞爺湖町が過疎地域等特定診療所（歯科診療所）を設置しています。

(2) 課題

- 一部の無歯科医地区において、歯科保健医療を確保することが求められています。

(3) 施策の方向と主な施策

- 西胆振の無歯科医地区がある豊浦町は2か所の歯科診療所があることから、これらの歯科診療所と連携を図る等、歯科保健医療サービスの確保に努めます。

4 高次歯科医療及び休日救急歯科医療

(1) 現状

- 西胆振は、入院施設を備え全身麻酔下での歯科治療が可能な病院歯科は1か所あります。
- 平成23年度から、室蘭歯科医師会と市町が協働で口腔がん検診による、早期発見に向けた取り組みが行われています。
- 西胆振の休日救急歯科医療は、室蘭歯科医師会が実施する日曜、祝日、年末年始の救急当番制により確保されています。

(2) 課題

要介護高齢者や難病患者等の適切な歯科医療の確保を図るため、病院歯科等の高次歯科医療機関と歯科診療所との病診連携が求められています。

(3) 施策の方向と主な施策

(高次歯科医療の提供体制)

大学病院や歯科医師会等の関係団体と連携しながら、地域における病診連携や保健医療福祉関係機関の連携を促進し、適切な高次歯科医療を提供できるネットワークの充実に努めます。

(歯科医療機能情報の提供)

道民が適切な歯科医療機関を選択できるよう、病院歯科を含む歯科医療機関の医療機能情報をホームページ等により提供します。

(休日救急歯科医療)

在宅当番医制等による休日救急歯科医療の確保を図ります。

*1 無医地区等調査及び無歯科医地区等調査

5 医科歯科連携の推進

(1) 現 状

- 今後、高齢化の進展に伴い、基礎疾患有する者や歯科診療所に来院できない者の増加が見込まれます。また、口腔内の清掃不良や歯周疾患と誤嚥性肺炎及び糖尿病等の全身疾患との関連性が解明されてきております。

(2) 課 題

- 糖尿病に影響する歯周病について、地域住民に対し、知識の普及及び医科と歯科との連携が必要です。
- 誤嚥性肺炎の予防及びがん治療の合併症予防等のために、歯科医師・歯科衛生士と他職種との連携を推進する必要があります。

(3) 施策の方向と主な施策

- 歯科医師会と連携を図りながら、糖尿病連携手帳の活用を推進します。
- 誤嚥性肺炎の予防及びがん治療の合併症予防等のために、歯科医師・歯科衛生士と他職種との連携の推進に努めます。

6 数値目標等

指標名	西胆振 現状値	西胆振 目標値	北海道 現状値	北海道 目標値	現状値の出典
80歳で20本以上の歯 を有する人の割合 (%)	36.2	50.0	34.2	50	西胆振:平成29年度道民歯科保健実態調査 北海道:平成28年度道民歯科保健実態調査
むし歯のない3歳児 の割合(%)	85.6	90	81.7	90	平成28年度 乳幼児歯科健康診査結果

第5章 地域推進方針の進行管理

- 本方針については、地域の医療機関に関する情報、医療に関する相談窓口の情報など、広く住民に知りたい情報が含まれていることから、胆振総合振興局のホームページに掲載するほか、閲覧できるようにします。
- 本方針を効果的かつ着実に推進するため、各施策等の進捗状況や数値目標等の達成状況の評価を西胆振保健医療福祉圏域連携推進会議において行い、評価結果に基づき必要があると認めたときは、方針の見直し等について検討します